

平成27年度特許等取得活用支援事業謝金規程

九州経済産業局

(目的)

第1条 この規程は、特許等取得活用支援事業実施に係る業務のために謝金に関する基本的な事項を定め、もって業務の円滑な運営と謝金の適正な支出を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この規程により謝金を支給できる対象者は、特許等取得活用支援事業において課題等の解決支援を行う知財専門家とする。なお、当該対象者が謝金を辞退した場合や、謝金を支給することが適当でないと判断する場合には支給しない。

(支給額)

第3条 謝金の支給額は、別表1の定額による。

(実施運用)

第4条 この規程により規定されていない事項については、九州経済産業局担当部署に確認をとり、その指示に従うものとする。

附 則

この規程は、平成27年度特許等取得活用支援事業に適用する。

別 表1

【専門的な課題等の解決支援に係る謝金】

| 支給基準 | Aランク | Bランク |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------|
| | 弁理士、弁護士、中小企業診断士、技術士、其他国家資格を有する士業 | 企業OB、其他国家資格を有しないAランク以外の者 |
| 専門的な課題等の解決支援 | | |
| 半 日 (対応時間3時間未満) | 40,000円 | 35,000円 |
| 全 日 (対応時間3時間以上) | 50,000円 | 40,000円 |

【知財の有効活用に向けたアドバイス支援や啓発活動(社内研修含む)】

| 支給基準 | 知財アドバイザー |
|--------|----------|
| 1派遣あたり | 20,000円 |

(注)

- ・上記謝金は、消費税抜きの金額とする。
- ・平日と土・日・祝日の区別は行わず、謝金の額は上記別表によるものとする。
- ・上記別表に記載のない者に対しては、適用ランクを事前に九州経済産業局へ確認すること。